

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について

1 協議事項

令和3年8月に新たに地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が導入される。それに伴い、今後の薬事審議会において、知事が認定した状況等を薬事審議会に報告し、県内の認定薬局の動向及び今後の地域における医薬品提供体制の整備方針について審議いただくこととしたい。

2 法令改正の概要 【施行日 令和3年8月1日】

(1) 法改正（令和元年12月4日公布）

構造設備、他の医療提供施設との情報共有体制、業務体制、居宅等における指導体制が基準に適合する場合、申請により都道府県知事が認定することが規定される。

認定は1年ごとの更新とし、名称独占とする。

(2) 政令改正（令和2年7月28日公布）

地方薬事審議会で調査審議する事務に、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局の認定に係る事務が規定される。

(3) 省令改正（令和3年1月22日公布）

法に規定された基準の詳細が規定される。

3 認定の流れ（案）

(1) 薬局は管轄保健所に認定申請する

（千葉市、船橋市、柏市については特例条例にて窓口業務を移管予定で調整中）

↓

(2) 保健所は書類審査（3市は形式審査）の後、薬務課に進達。

↓

(3) 薬務課にて書類審査後決裁。認定証を作成し、申請保健所に送付。保健所は薬局に認定証を交付し、薬局は認定薬局としての標榜を開始。

↓

(4) 1年分の認定状況について千葉県薬事審議会に報告。

※ 県内の認定薬局の動向及び今後の地域における医薬品提供体制の整備方針について審議する。

4 今後の予定

(1) 使用料及び手数料条例等、条例規則等の整備

(2) 千葉県薬局等許可審査基準及び指導基準の改定

※ 認定基準については厚生労働省及び施行通知等により設定

(3) 県民に対する認定薬局制度の周知

5 参考（認定基準）

地域連携薬局	専門医療機関連携薬局
<p>〈構造設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備 	<p>〈構造設備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備 ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備
<p>〈体制〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加 ・地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 ・上記の報告及び連絡した実績（月平均30回以上） ・他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制 ・開店時間外の相談に対応する体制 ・休日及び夜間の調剤応需体制 ・在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制 ・麻薬の調剤応需体制 ・無菌製剤処理を実施できる体制 ・医療安全対策 ・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（常勤薬剤師半数以上） ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師 ・地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（1年以内毎） ・地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供 ・居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績（月平均2回以上） ・医療機器及び衛生材料を提供するための体制 	<p>〈体制〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん治療に係る医療機関との間で開催される会議への参加 ・がん治療に係る医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制 ・上記の報告及び連絡した実績（傷病区分該当者のうち半数以上の者） ・他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制 ・開店時間外の相談に対応する体制 ・休日及び夜間の調剤応需体制 ・在庫として保管するがんに係る医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制 ・麻薬の調剤応需体制 ・医療安全対策 ・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（常勤薬剤師半数以上） ・がんの専門性を有する常勤として勤務している薬剤師 ・がんに係る専門的な内容の研修の受講（1年以上毎） ・地域の他の薬局に対するがんに係る専門的な内容の研修の実施 ・地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報提供